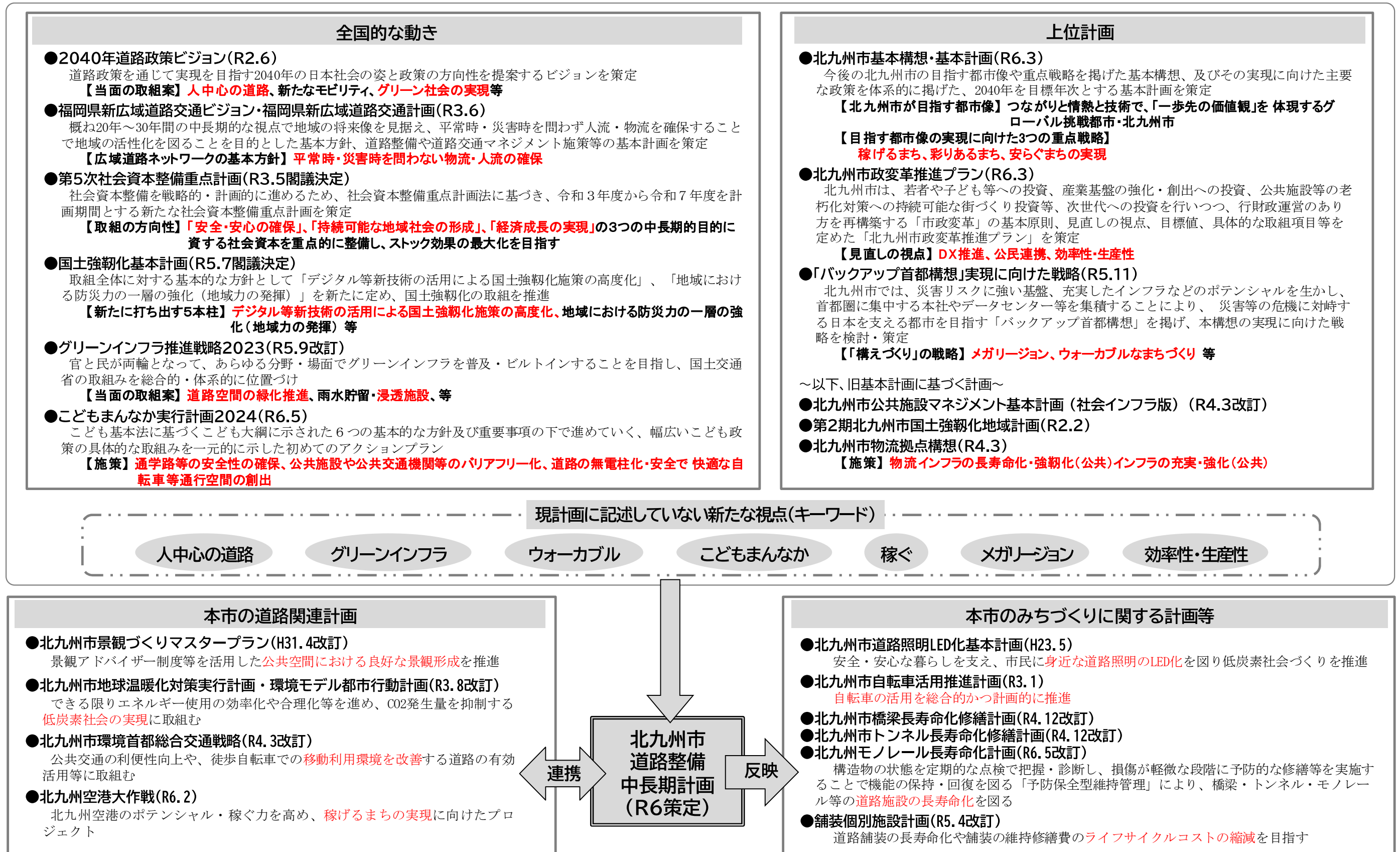


## 5 みちづくりに関連する計画

### (1) みちづくりに関する近年の動向

前計画の策定以降、みちづくりに関する全国的な動きとともに、本市の上位計画についても新規策定・見直しが行われています。本計画は、これらの社会情勢等の変化を踏まえて策定しており、本市の関連計画と連携を図るとともにみちづくりに関する計画等へ反映することとしています。



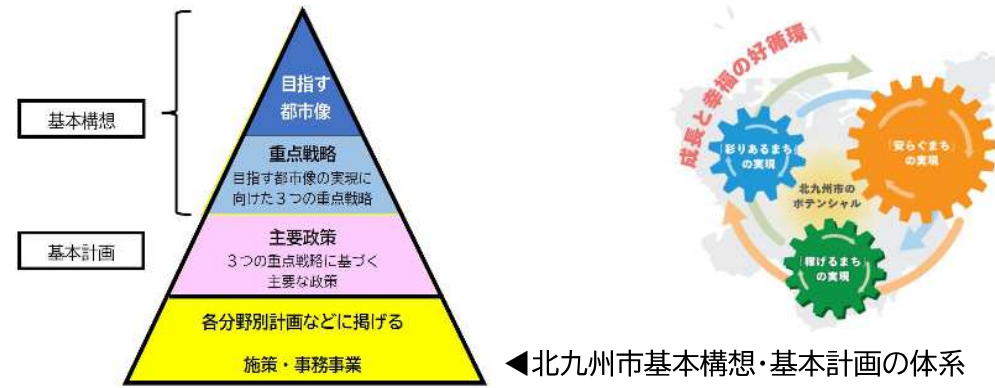
(2)新たな北九州市基本構想・基本計画における道路関連の主要な政策

<基本構想・基本計画の概要>

・基本計画の目標年次：令和22年(2040年)

【北九州市が目指す都市像】

つながりと情熱と技術で、「一歩先の価値観」を体現するグローバル挑戦都市・北九州市



◀北九州市基本構想・基本計画の体系

【目指す都市像の実現に向けた3つの重点戦略及び3つの重点戦略に基づく主要な政策】

○「稼げるまち」の実現 ～人も企業も潜在力を開花できるまち～

1 稼げる「基盤」をつくる

(1)陸・海・空のネットワークの構築

- ・国内外からのさらなる物流需要の取り込みや利便性の高いアクセスの強化
- ・道路網やコンテナ・フェリーなどの物流機能の充実・強化

(2)メガリージョンの推進

- ・福岡市や下関市、18市町で構成する連携中枢都市圏をはじめ、北部九州エリア全体で大規模都市圏(Greater 北部九州圏)を形成／都市インフラ整備などを推進

(3)新たな産業用地などの創出

2 稼げる「人」を育む

- (1)スタートアップの創出・成長 (2)若者のチャレンジへの支援
- (3)性別にかかわらずキャリア形成の支援 (4)多様な人材が働くことができる環境の整備

3 稼げる「産業」をつくる

(1)「バックアップ首都構想」の推進

- ・物流インフラや産業用地などの都市基盤の整備／災害時においても日本の社会・経済活動を支える拠点として、企業の本社機能等のバックアップ機能を集積

(2)成長の芽となる「未来産業」の振興 (3)「北九州グリーンインパクト」の推進

(4)物流拠点構想の推進

- ・陸・海・空の結節点周辺エリアを中心に物流関連施設の集積を図る
- (5)生産性向上・高付加価値化の推進 (6)アジアの社会課題解決への貢献と国際ビジネスの推進

※青文字は道路関連の政策

○「彩りあるまち」の実現 ～輝く個性と楽しさがあふれるまち～

1 彩りある「空間」をつくる

(1)都市の魅力をもつ「街並み」づくり

- ・小倉地区などを中心に「ウォークラブル」なまちづくりを官民連携で推進し、ワクワクするにぎわいのある空間を創出／歴史の継承など地域の特色を生かしたまちの魅力発信
- ・市内における消費を促進するため、集客力や魅力のある商業の振興を推進

(2)選ばれる「住まい環境」づくり

- ・魅力的な住環境の整備／公共交通の利便性と持続可能性を高める

(3)デジタルによる「迅速で便利・快適な環境」づくり

- ・デジタル技術などを活用／多様化する市民や企業などのニーズに迅速に対応

(4)人や企業を呼び込む「都市の魅力」の発信

- ・北九州市の持つ強みや多彩な魅力の発信／都市のイメージアップを図り、シビックプライドの醸成とともに、国内外から人や企業を呼び込む

2 彩りある「時」をつくる

- (1)文化芸術やスポーツの振興 (2)エンターテインメントによるにぎわいづくり

(3)観光資源の磨き上げや発信の推進

- ・各地域の歴史や文化、自然、産業、食などの資源を磨き上げ、発信していく

3 彩りある「人」を育む

- (1)グローバル人材や理工系人材の育成に向けた教育の推進
- (2)魅力ある新時代の教育機関の誘致 (3)将来の可能性を開く教育環境の充実
- (4)大学などの教育・研究機能の充実

○「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～

1 生活基盤の「安心」を支える

- (1)災害などに強いまちづくりの推進 (2)犯罪のないまちづくりの推進

(3)社会環境やニーズに即した都市基盤・施設の維持

- ・公共施設の予防保全の強化、社会インフラの長寿命化に向けた点検・工事の推進、デジタル技術などを活用した維持管理の高度化・効率化

2 暮らしの「安心」を支える

- (1)多様性を認め合う文化のまちづくり
- (2)誰もが安心して暮らせる環境づくり
  - ・年齢や性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活を送ることができる環境づくり
- (3)地域医療提供体制や保健衛生管理体制の充実 (4)地域におけるコミュニティ活動などの活性化
- (5)生涯現役に向けた健康づくりや社会参加の推進

3 子ども・子育ての「安心」を支える

- (1)安心して生み育てることのできる環境の整備
- (2)子どもの健やかな成長への支援
  - ・子どもたちを社会全体で見守り、健やかに育む環境づくり